









表紙共 10 枚

# 那覇 (R6) 50号建物清掃役務

件名	那覇 (R6) 50号建物清掃役務					図面番号	1/10
図名	表紙					作成年月日	R6.2.26
業務隊長	管理科長	営繕班長	管財係長	管材係	工事企画係長	工事企画係	作成者
							
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科						

# 仕 様 書

## 1 総則

本仕様書は、「那覇（R6）50号建物清掃役務」について適用する。

## 2 場所

沖縄県那覇市鏡水679 陸上自衛隊 那覇駐屯地 50号建物

## 3 作業区分・場所・作業内容

区 分	場 所	作 業 内 容
日 常 清 掃	玄関ホール 廊下 階段 扉ガラス	1 床及びフローアマット除塵及び汚れや水滴等が付着した部分を水拭き。 2 扉ガラス（内外装）及び鏡の汚れの目立つ部分をタオルで水拭き又は乾拭き。 3 ごみ処理。 4 金属部分はタオル、ダストクロス等で埃を取る。 5 手すり水拭き（汚れた部分を洗剤で洗浄し水拭き）
	便所 洗面所 湯沸し室	1 除塵後、床全面水拭き及び扉・便所隔ての部分拭き。 2 洗面台及び流し台はスポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。 3 鏡は適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。 4 ごみ処理。 5 衛生陶器は適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。 6 衛生消耗品補充（トイレトペーパー等）
定 期 清 掃	玄関ホール 廊下 階段 扉ガラス	1 床面の防塵後、洗剤を使用した表面洗浄及び一般洗浄(ワックス塗布) 2 年に1度、ワックス剥離を行う。 3 扉ガラス（内外装）及び鏡全面に水又は適正洗剤を塗り、汚れを取る。 4 照明器具拭き（中性又は弱アルカリ性洗剤）を用いて、管球・反射板・カバー等を拭き、水拭きして仕上げる。 5 空調、換気ダクトの吹出口、吸込口、換気扇及びその周辺の除塵、汚れに中性洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。
	便所 洗面所 湯沸し室	1 床面の除塵後、洗剤を使用した表面洗浄及び一般洗浄。 2 扉ガラス（内外装）及び鏡全面に水又は専用洗剤を用いて汚れを取る。 3 汚れが落ちない場合は、溶剤で拭取り水拭きする。 4 空調、換気ダクトの吹出口、吸込口、換気扇及びその周辺の除塵、汚れに中性洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。

区分	場所	作業内容
定期清掃	窓ガラス	1 ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したもの塗布し、汚れを分解して、窓用スクイジーで汚水を除去する。 2 ガラス面の隅の汚水をタオル等で拭き取る。 3 ガラス回りのサッシに付着した汚水をタオル等で清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。

#### 4 実施期間及び時間

##### (1) 実施期間及び日数

ア 日常清掃 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の毎日

※ ただし、土・日曜日、祝・祭日、部隊側の指定する日及び天候不良に伴い、駐屯地への移動が困難な場合を除く。

日常清掃予定日数 231日（「令和6年度旅団庁舎清掃役務予定表」による。）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
清掃日数	19日	18日	20日	22日	15日	19日	22日	20日	19日	19日	18日	20日	231日

イ 定期清掃（窓ガラス清掃含む） 4回／年（標準月：6月・9月・11月・3月）

（定期清掃予定日（仕様書番号5/10～6/10参照）を基準とし事前に担当官と調整すること。）

##### (2) 時間（作業可能時間）

0900～1700

#### 5 清掃作業の検査

清掃終了後、清掃実施者は点検表を記載し、担当官の点検を受けること。

#### 6 その他

##### (1) 負担区分

ア 自衛隊側負担

- a 清掃作業に必要な水及び電気
- b トイレットペーパー、手洗い用石鹸

イ 契約業者負担

- a 作業監督者及び作業員
- b 清掃に関する機械、器具、資材及び消耗品
- c 清掃作業で発生した塵芥等の処分費用等

##### (2) 賠償責任

契約業者が施設、設備、備品等に損害を与えた時は、賠償の責任を負わなければならない。

(3) 提出書類

- ア 作業員名簿
- イ 清掃実施計画書
- ウ 点検表

※清掃実施計画書及び点検表は請負業者側の様式とする。

ただし、点検表は内容が判断できる様式とする。

(4) 清掃作業実施上の留意事項

ア 作業員は、庁舎内で作業するにふさわしく、作業規律を厳守できる人物を選定し、衛生面及び作業規律の維持に努めること。

イ 作業員は、名札及び腕章又はバッジ等の表示をつけること。

ウ 清掃箇所にあたる建物の設備、備品等の不良箇所を発見した場合は、速やかに担当官に届け出ること。

エ 清掃作業実施前・後に担当官へ報告するものとする。

オ 請負業者は、那覇駐屯地規則及び監督官の指示に従うこと。

(5) 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、担当官の指示によるものとする。

# 令和6年度旅団庁舎清掃役務予定表

4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	○	○	4	5	6
7	8	○	○	○	○	○
×	○	○	○	○	○	○
14	15	16	17	18	19	20
×	○	○	○	○	○	○
21	22	23	24	25	26	27
×	○	○	○	○	×	×
28	29	30	31			
×	×	×	×			
					計	19

5月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
×	×	×	○	○	○	×
12	13	14	15	16	17	18
×	○	○	○	○	○	×
19	20	21	22	23	24	25
×	○	○	○	○	○	×
26	27	28	29	30	31	
×	○	○	○	○	○	
					計	18

6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
						×
2	3	4	5	6	7	8
×	○	○	○	○	○	×
9	10	11	12	13	14	15
×	○	○	○	○	○	×
16	17	18	19	20	21	22
×	○	○	○	○	○	×
23	24	25	26	27	28	29
×	○	○	○	○	○	×
30	×					
×					計	20

7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	○	○	○	○	○	×
7	8	4	5	6	7	13
×	○	○	○	○	○	×
14	15	11	12	13	14	20
×	×	○	○	○	○	×
21	22	18	19	20	21	27
×	○	○	○	○	○	×
28	29	30	31			
×	○	○	○			
					計	22

8月

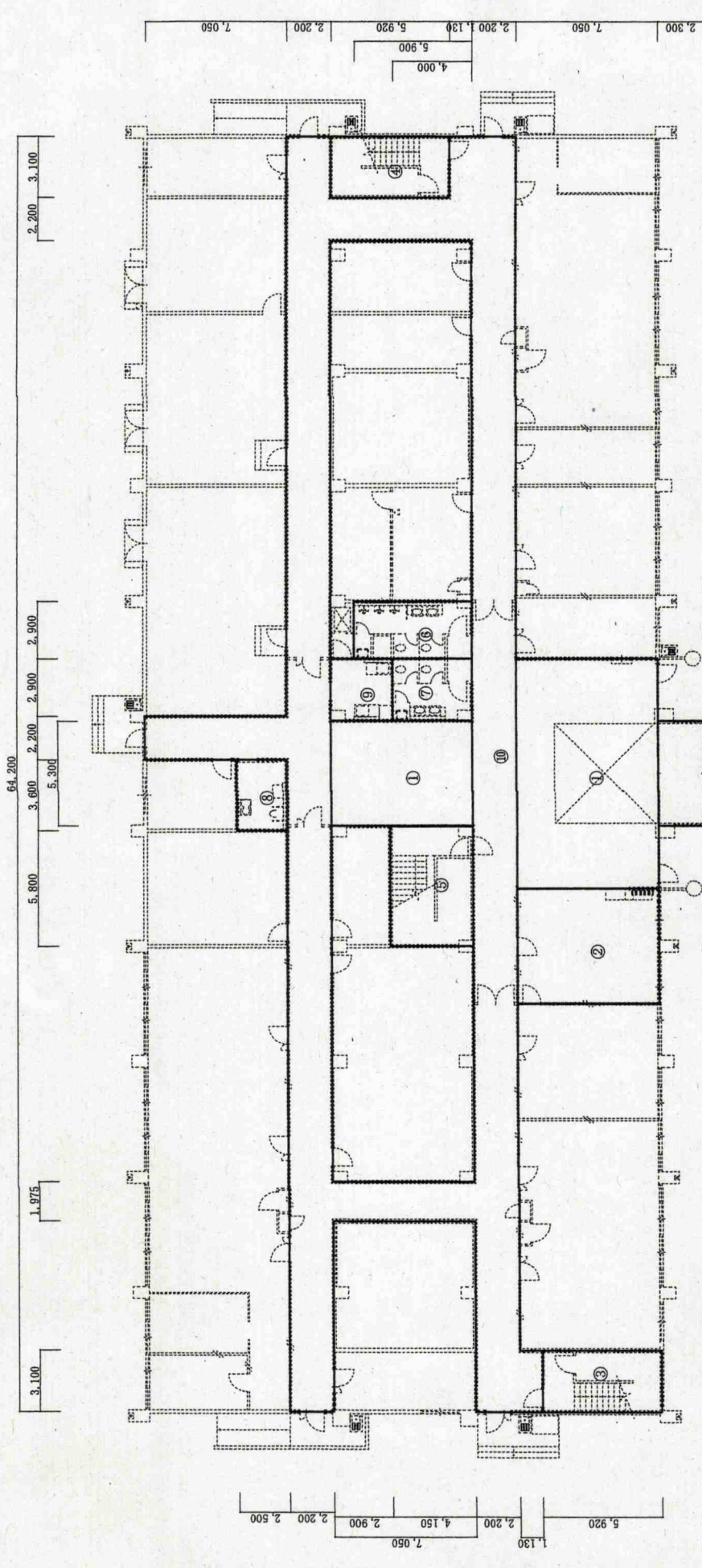
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				○	○	×
4	5	6	7	8	9	10
×	○	○	○	○	×	×
11	12	13	14	15	16	17
×	×	×	×	×	×	×
18	19	20	21	22	23	24
×	×	○	○	○	○	×
25	26	27	28	29	30	31
×	○	○	○	○	○	×
					計	15

9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
×	○	○	○	○	○	×
8	9	10	11	12	13	14
×	○	○	○	○	○	×
15	16	17	18	19	20	21
×	×	○	○	○	○	×
22	23	24	25	26	27	28
×	×	○	○	○	○	×
29	30					
×	○				計	19

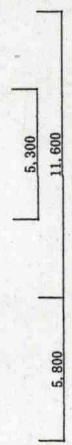
□:定期清掃予定日(4回/年(6月・9月・11月・3月))



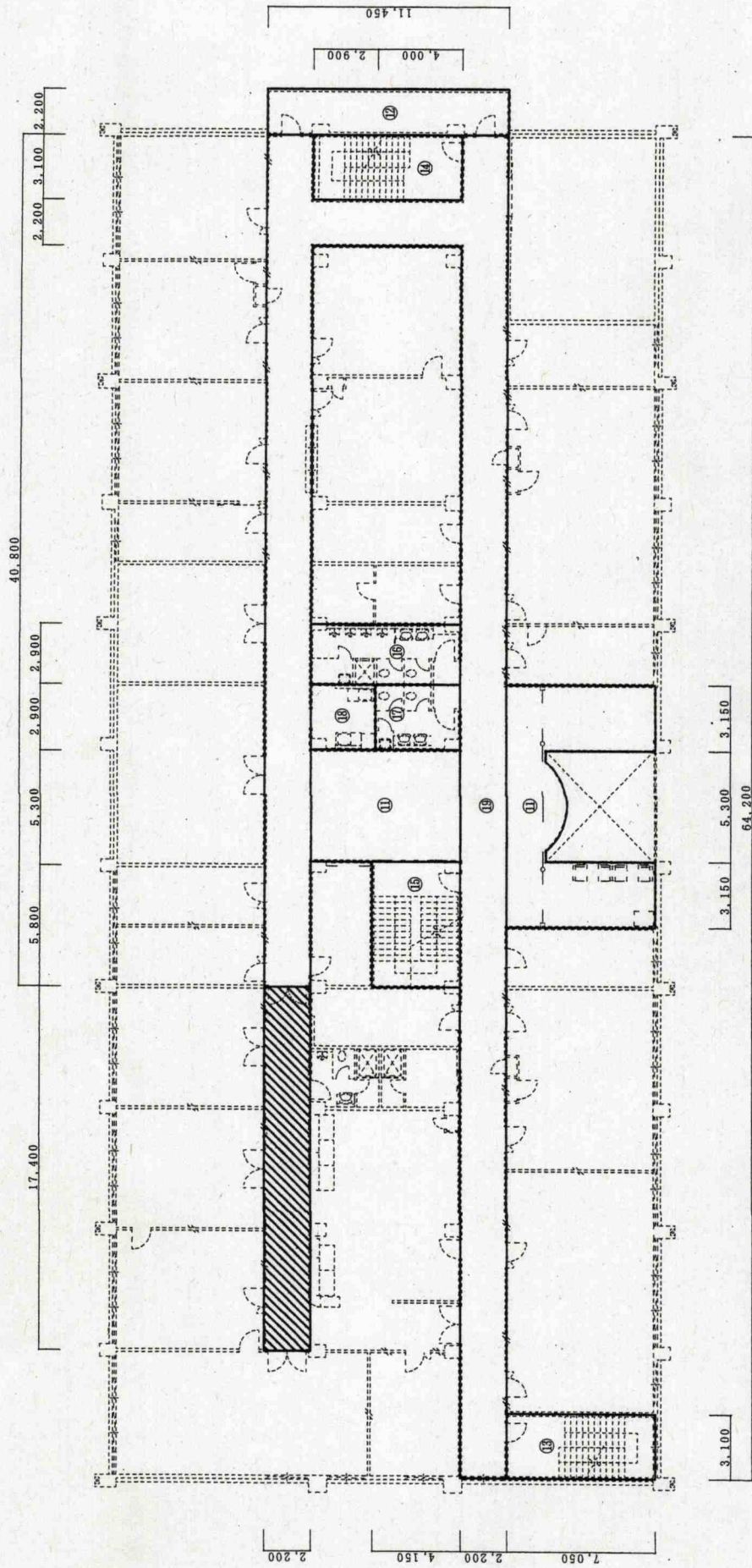


階数	清掃面積
1階	584.61㎡
2階	478.66㎡
3階	335.91㎡
PH	40.41㎡
合計	1,439.59㎡

凡例(清掃範囲)  
 : タイム等範囲 (584.61㎡)



旅団庁舎1階平面図 S=1:300



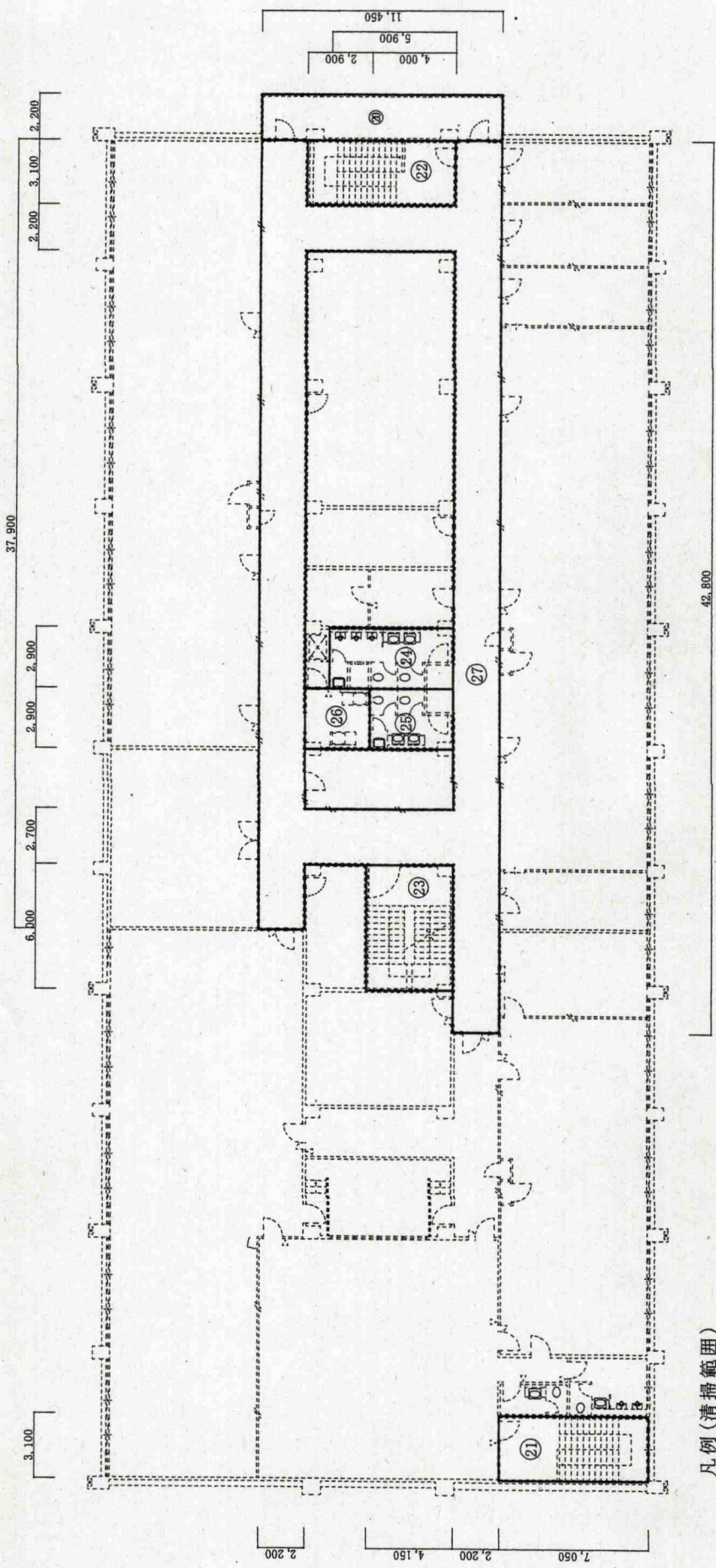
凡例 (清掃範囲)

□ : タイム等範囲 (440.38㎡)

▨ : カーペット範囲 (38.28㎡)

旅団庁舎2階平面図 S=1:300



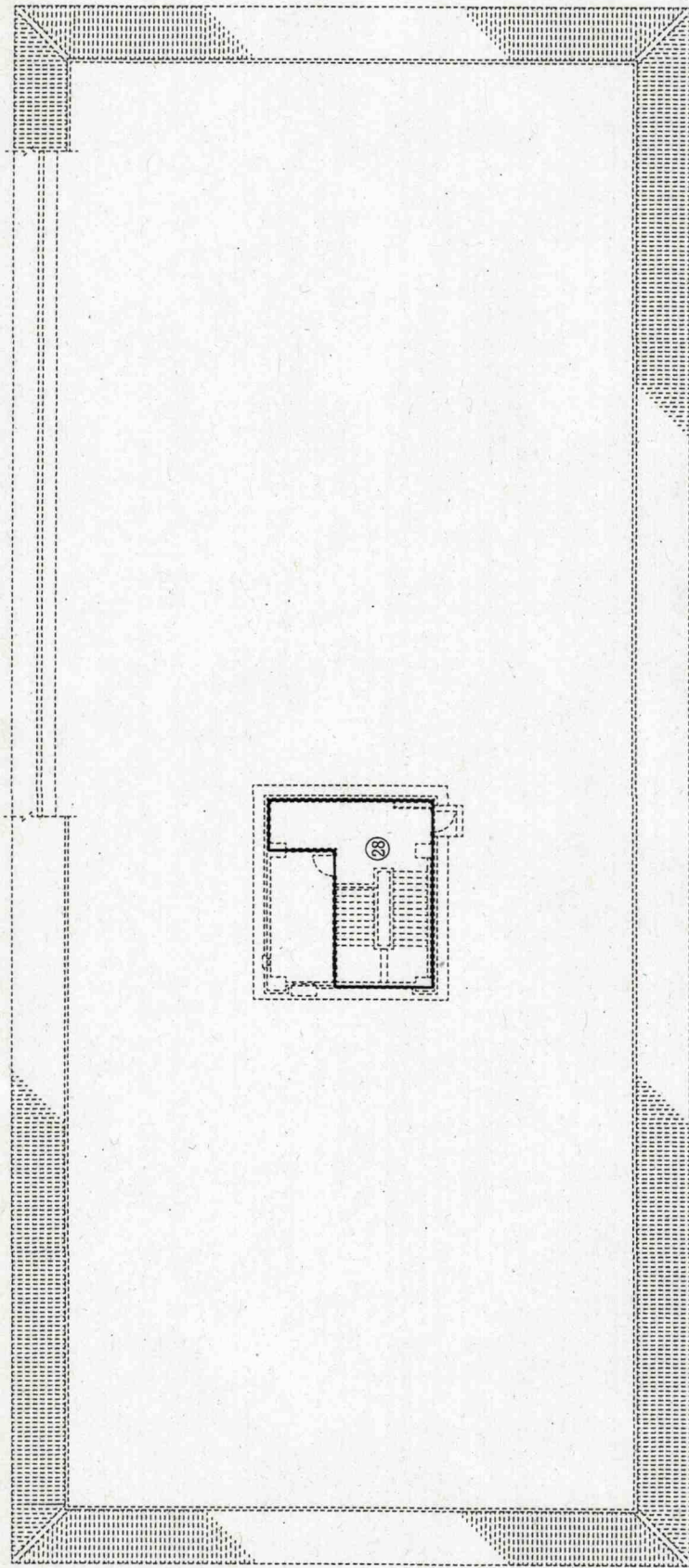


凡例(清掃範囲)  
 [Dashed Line] : タイ等範囲 (335.91㎡)

旅団庁舎 3階平面図 S=1:300

4,150	2,900
7,050	

8,200
6,000
2,200



凡例 (清掃範囲)

▭ : タイル等範囲 (40.41㎡)

旅団庁舎PH平面図 S = 1 : 300